

ASBJ、金融資産の予想信用損失に係る取扱いを定める会計基準等を公表

2026年10月16日、ASBJより改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等が公表されました。

予想信用損失

貸倒引当金

償却原価法



News

- 貸倒引当金は予想信用損失に基づき算定することが定められています（予想信用損失モデル）。予想信用損失モデルの導入に伴い、一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の区分は廃止されます。
- 満期保有目的の債券や、銀行が保有する貸付金代替性私募債は、従来の減損処理に代えて新たに貸倒引当金の対象とされています。また、信用リスクに関する開示要求が新たに追加されています。
- 償却原価法の適用についても、一定の場合に約定金利や定額法を用いることを容認しつつ、実効金利法を用いることを原則とするなど、考え方が整理されています。



Background

わが国における会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みの1つとして、金融資産の減損（貸倒引当金）についてはIFRS®会計基準のモデル（**予想信用損失モデル**）を基礎とした会計基準開発の検討が長らく進められてきました。

今回公表された企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針（以下、合わせて「本会計基準等」という）はIFRS会計基準における定めを原則として取り入れるとともに、特に重要な影響を受ける**金融機関については現行の資産査定の実務を斟酌した多様な選択肢・ガイダンス**が設けられており、実務に配慮したものとなっています。

また、本会計基準等は**2030年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用（早期適用も可能）**されます。



Insight

実務負担の軽減を図るため、**予想信用損失の算定方法及び償却原価法の適用のあり方について簡便的な方法も同時に設けられているものの、金融機関に大きな影響が生じると考えられます。**

また、事業会社においても、例えば、予想信用損失モデルの導入による**一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の区分廃止、満期保有目的の債券について、従来の減損処理から予想信用損失に基づく貸倒引当金への変更、保有する債権等の重要性を踏まえた信用リスクに関する開示要否の検討**など、影響を受ける点があります。

1. 予想信用損失モデルの採用

(1) 予想信用損失とは？

予想信用損失とは、信用損失を確率加重したものをいいます。信用損失とは、企業に支払われるべき契約上のキャッシュ・フローと、実際に受け取ると見込まれるキャッシュ・フローの差額を現在価値に割り引いたものをいいます（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下、「FI基準」という）注5-2）。

予想信用損失の算定対象には貸付金等の債権や満期保有目的の債券のほか、貸出コミットメント等や金融保証契約も含まれます（以下、総称して「債権等」という）（FI基準14、16、26-2、26-3項）。ここで、債権には、リースにより生じた債権や、改正前は有価証券として扱われていた貸付金代替性私募債（貸付金の代替として銀行が引き受けて保有する私募債）も含まれます（FI基準14項、注5-3）。また、金融商品ではありませんが、契約資産や、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分も、予想信用損失に基づく貸倒引当金の適用対象となります（FI基準68-2、68-4項）。

一方、金融資産であっても、敷金やゴルフ会員権等の貸倒引当金については現行の算定方法が踏襲されています（移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（以下、「FI実務指針」という）135、311-3、311-4項）。また、満期保有目的の債券は予想信用損失の算定対象となることに伴い、減損処理の対象から除外されるものの、満期保有目的の債券以外の有価証券については、減損処理の定めに変更はありません（FI実務指針91項）。

(2) モデルの概要

① 全体像

本会計基準等では、相対的アプローチという考え方に基づいて予想信用損失を算定します（企業会計基準適用指針第36号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針」（以下、「ECL適用指針」という）11項、BC52項）。具体的には、債権等に係る期末日時点の信用リスクが当初認識時に比して著しく増大しているかどうかを判定し、著しい増大がある債権等は「全期間の予想信用損失」を、著しい増大がない債権等は「12ヵ月の予想信用損失」を算定することになります（FI基準27、28項）。この「著しく増大しているかどうか」の判定は、原則として、債務者単位ではなく債権等の単位で行われること、また、期末日時点の信用リスクの絶対的な水準ではなく、当初認識時と比べて信用リスク（デフォルト発生リスク）がどれだけ変動したかに基づいて行われる点が特徴です。このような考え方の導入に伴い、改正前会計基準における「一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等」の区分は廃止されます（FI基準91-2項）。

なお、「著しく増大しているかどうか」の判定を行うことなく、一律に「全期間の予想信用損失」を算定するという「単純化したアプローチ」も設けられています。まず、重要な金融要素を含まない営業債権（企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」から生じたもの。以下同じ）については「単純化したアプローチ」が採用されます（FI基準28-4項）。また、重要な金融要素を含む営業債権及びリースにより生じた債権については、「単純化したアプローチ」を採用するかどうかを、それぞれ独立して選択することができます（FI基準28-5項）。

ここで、「全期間の予想信用損失」とは、債権等の予想存続期間にわたるすべての生じ得るデフォルトから生じる予想信用損失をいいます（FI基準注9-3）。また、「12カ月の予想信用損失」とは、「全期間の予想信用損失」のうち、債権等について期末日後12カ月以内に生じ得るデフォルトから生じる予想信用損失をいいます（FI基準注9-2）。

なお、債務者の重大な財政的困難やデフォルト等の契約違反、破産又は他の財務上の再編を行う可能性の増加などといった、将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える1つ又は複数の事象が発生している債権等は、信用減損金融資産と呼ばれ（FI基準注8-4、ECL適用指針28項）、これも基本的には「全期間の予想信用損失」を算定することになります。ただし、発生の認識時点ですでに信用減損している債権（以下、「購入又は組成した信用減損債権」という）については、「当該債権の発生の認識以降における、全期間の予想信用損失の変動累計額」が予想信用損失となります（FI基準28-3項、注8-5）。

② 信用リスクの著しい増大とは？

上述のとおり、信用リスクの著しい増大は、原則として全期間（一定の場合には今後12カ月でも認められる）のデフォルト発生リスクの変動に基づいて判定します（FI基準27項、ECL適用指針14、15項）。「デフォルト」の定義には、企業が内部信用リスク管理の目的で使用しているものを用います。ただし、契約上の支払が3カ月超期日経過（延滞）している場合は、原則としてデフォルトが発生していると推定されます。また、信用リスクの著しい増大の判定にあたって、原則として将来予測的な情報を用いる必要があります（ECL適用指針7～9項）。

一方、この判定を簡便的に行うことも可能です。例えば、将来予測的な情報の利用に過大なコストや労力が必要な場合は、期日経過の情報を用いることもできます。この場合、1カ月超期日経過（延滞）している場合には、原則として信用リスクが著しく増大していると推定されます（ECL適用指針10項）。また、一定の場合には、貸倒実績率を用いるアプローチも適用可能です（ECL適用指針17項、BC60～61項）。加えて、外部信用格付が投資適格の場合など、一定の条件を満たす場合は、期末において信用リスクが低いと判断し、信用リスクの著しい増大がないと推定することもできます（ECL適用指針24～26項）。

なお、信用リスクの著しい増大の判定については、実務の適用において関係者から懸念が示されたことから、簡素化された方法が設けられています。この方法では、金融機関の現行の資産査定実務を念頭に、内部信用格付を活用して判定することができます（ECL適用指針56～62項、補足文書「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて」Ⅱ章）。

（3）予想信用損失の算定方法

① 見積期間

予想信用損失の算定に使用する見積期間は、原則として、貸手が信用リスクに晒されている契約上の最長期間（延長オプションの期間を含む）を用いるとされています（ECL適用指針39項）。

このため、日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号に基づいて金融機関で現状用いられている、「要注意先債権のうち要管理先債権については今後3年間の、その他の要注意先債権については今後1年間の予想損失額を見込む」という実務は、認められないことになります（ECL適用指針BC114項）。ただし、上記（2）②のなお書きにある内部信用格付を活用した方法を適用する場合には、正常先のうち要判定格付、その他要注意先又は要管理先に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等について、それぞれの区分の単位で、リスク特性が類似した債権等のグループごとに算定された平均残存期間を用いることも、認められています（ECL適用指針63項）。

② 貨幣の時間価値の考慮方法

本会計基準等では、予想信用損失の算定にあたって、貨幣の時間価値を反映するため、見込まれるキャッシュ・フローの不足額を期末までの期間にわたって割り引くこととされました（FI基準27-2項、ECL適用指針47項）。これを受けて、予想信用損失の算定にあたって使用する割引率には、原則として、債権等の償却原価の算定に用いる利率（実効金利、約定金利）又はこれらの近似値を用いることとされています（ECL適用指針48項）。

なお、公開草案に対するコメントを踏まえ、取得価額から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額をもって貸借対照表価額とする債権（重要な金融要素を含まない売掛金等）については、割り引かないことが明示されています（ECL適用指針47項ただし書き）。

③ 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関する情報の考慮方法

予想信用損失を算定する際には、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いる必要があります（FI基準27-2項）。

営業債権については、実務上の便法として、貸倒実績に基づき、一定の期日経過日数に応じた引当率を定める方法を用いることができます。ただし、公開草案に対するコメントを踏まえ、当該貸倒実績は、過去の情報をそのまま用いるのではなく、過去の期間に影響を与えていない現在の状況及び将来の予測を反映する等、必要な調整を行う必要がある旨が追記されています（ECL適用指針38項、49～51項）。

④ 確率加重の方法

予想信用損失の算定にあたっては、原則として複数シナリオ（少なくとも、信用損失が発生する可能性と発生しない可能性の両方）を考慮することが要求されています（ECL適用指針43項）。

最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することも認められていますが、当該シナリオのみを考慮することで算定される予想信用損失が明らかに実態と異なると考えられる場合は、別途調整を行うことが考えられます（ECL適用指針64項、BC119項）。また、公開草案に対するコメントを踏まえ、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオの考慮にあたっては、信用損失が発生する可能性が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する可能性を反映する必要がある旨が追記されています（ECL適用指針64項）。

2. 予想信用損失モデルの採用に伴う、償却原価法についての考え方の整理

予想信用損失の算定に貨幣の時間価値を考慮することとの整合性から、償却原価法に関する考え方が整理されています（ECL適用指針BC84項）。

（1）償却原価法の整理

改正前会計基準では、償却原価とは、「金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、当該差額が主に金利の調整部分に該当するときに、これを弁済期又は償還期に至るまで每期一定の方法で取得価額に加減した後の価額」とされています（改正前FI実務指針57項(3)）。今般の改正において、この従来の償却原価法は「金利差額調整法」と定義されました（FI実務指針57項(9)、57-2項(2)）。

そして新たに、金融資産の予想存続期間を通じての将来の期待キャッシュ・フローを実効金利により割引く「実効金利法」が追加されました（FI実務指針57-2項(1)）。

主な商品種類ごとに償却原価法の適用方法をまとめると、表1のようになります。

表1：償却原価法の適用方法

商品種類	実効金利法	金利差額調整法	
		利息法	定額法
満期保有目的の債券（FI実務指針70項）	原則	容認	容認
その他有価証券（取得差額が金利調整差額と認められる債券）（FI実務指針74項）		原則	容認
組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権（うち、発生の認識時に信用減損していないもの）（FI実務指針105項、105-2項）	原則※1		
購入した貸付金及び重要な金融要素を含む債権（うち、信用減損債権以外）（FI実務指針105項、105-3項）	原則		容認
購入又は組成した信用減損債権（FI実務指針105-4項）	原則※2		
金銭債務（収入差額が金利調整差額と認められる場合）（FI実務指針126項）		原則	容認

あずさ監査法人作成

※1：「(2) 実効金利法」参照。

※2：契約上、元金の支払いが規則的に行われるなど一定の場合には、期待キャッシュ・フローと取得価額との差額を弁済期までの期間で除して各期に配分する方法も認められています。

(2) 実効金利法

実効金利の算定には、契約当事者間で授受されるすべての手数料及びポイントのうち実効金利の不可分な一部であるもの（金融資産の組成又は取得に関して受け取った組成手数料など）、取得又は売却に直接起因する増分コスト、その他のすべてのプレミアム又はディスカウントが含まれるとされています（FI実務指針57-3～57-7項）。

ただし、一定の要件を満たす手数料については、実効金利の計算に含めず、「収益認識に関する会計基準」に準じて処理することができるとのオプションが定められています（FI実務指針57-10項）。

また、組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権（うち、発生の認識時に信用減損していないもの）については、実効金利の代わりに約定金利を用いることも認められています（FI実務指針105-2項、表1内の※1参照）。

この場合も、実効金利の不可分な一部である手数料は金利と切り離され、基本的には、手数料に対応する独立した履行義務を識別し、「収益認識に関する会計基準」に準じて収益として認識されます（FI実務指針105-2、293-3項）。

3. 注記

IFRS会計基準（IFRS第7号）で要求される信用リスクに関する開示内容が、ほぼすべて取り入れられており、注記は大幅に拡充されます（ECL適用指針70～91項、BC126項）。ただし、信用リスクに関する開示は金融機関と一般事業会社では求められる開示の水準が異なると考えられるため、企業の事業目的に照らした債権等の重要性を踏まえて開示要否を判断する必要があるとされています（ECL適用指針BC125項）。

4. 適用時期

本会計基準等は、2030年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用するとされています（FI基準41項(9)他）。なお、2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からの早期適用を認めるとされていますが、その場合は同時に公表又は改正された一連の会計基準等を同時に早期適用することが条件とされています（FI基準41項(10)他）。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。